

○大府市芸術文化関係全国大会出場激励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の芸術文化の振興に寄与することを目的とし、芸術文化の分野における全国大会（以下「全国大会」という。）に出場する者に対して交付する大府市芸術文化関係全国大会出場激励金（以下「激励金」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 激励金の交付の対象となる者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 市内に住所を有する者で大府市税を滞納していないもの
- (2) 市内の小学校、中学校、高等学校又は大学に在学する者
- (3) 市内に住所又は活動の本拠を置く団体
- (4) その他市長が認めたもの

(対象となる全国大会)

第3条 激励金の交付の対象となる全国大会は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 国民文化祭
- (2) 全国高等学校総合文化祭
- (3) 国、都道府県その他これらに準ずる機関、新聞社等が主催する全国規模以上の大会、公演又はコンクールのうち、県大会、地方大会等の選考会又は予選（以下「選考会等」という。）を経て出場する大会。ただし、対象者が20歳未満の者である場合に限る。
- (4) その他市長が認めたもの

2 前項の規定にかかわらず、応募者の全部が出場できるときは、激励金を交付しない。

(激励金の額)

第4条 激励金の額は、個人においては1万円、団体においては10万円を上限とする。

(申請等)

第5条 激励金の交付を受けようとする者は、大府市芸術文化関係全国大会出場激励金交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて、全国大会に出場する前日までに市長に申請しなければならない。ただし、当該期日までに申請することができないやむを得ない事情があると市長が認める場合は、この限りでない。

- (1) 当該全国大会の要項又はこれに準ずるもの
- (2) 選考会等の要項又はこれに準ずるもの
- (3) 当該全国大会に出場することを証するもの
- (4) 団体の場合にあっては、団体所属者名簿（第2号様式）

2 市長は、前項の規定による申請に基づき、激励金を交付するものとする。

3 激励金の交付を受けた者（以下「受取人」という。）は、領収書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

4 受取人は、当該全国大会の終了後、速やかに、その成績について、市長に報告しなければならない。

(激励金の返還)

第6条 市長は、激励金の交付を受けた者が当該全国大会に出場しなかったとき、又は不正の手段により激励金の交付を受けたと認めるときは、激励金を返還させることができる。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年6月22日から施行する。